

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年12月17日（木）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D・E会議室
- 対応：布村長官官房参事官（法務担当）

<本日の報告事項>

○司会 それでは、お時間になりましたので、ただいまから大阪地裁の裁判に関する控訴につきましての原子力規制庁臨時ブリーフィングのほうを開催させていただきます。

本日ですけれども、まず初めに、原子力規制庁長官官房参事官（法務担当）の布村のほうから簡単に御説明をさせていただいた後、質疑応答という形で進めさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

では、説明のほうをお願いいたします。

○布村長官官房参事官（法務担当） 規制庁法務部門の参事官、布村と申します。よろしくをお願いします。

12月4日、大阪地裁において原子力規制委員会が平成29年5月24日付で関西電力に対してしました大飯発電所3、4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可を取り消すとの判決が出されましたが、関係省庁とも協議し、本日、国は控訴いたしました。大阪地裁の判決について原子力規制委員会として判決の内容を慎重に精査し、関係省庁とも協議した結果、裁判所の判断に受け入れ難い点があるため控訴したものです。今後、控訴審で裁判所の理解が得られますよう、関係省庁と協議しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの御質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから御質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。よろしいですか。

では、ヨシノさんから。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

大体分かっているんですけど、もうちょっと控訴事由についてもう少し教えていただければと思うんですが。

○布村長官官房参事官（法務担当） 裁判での争点のうち、国の主張が裁判所に受け入れられなかった点は、耐震設計の基準となる基準地震動の策定が設置許可基準規則に適合するとした原子力規制委員会の判断の合理性です。基準地震動の策定に係る審査においては、不確かさを考慮して適切に策定されていることを地震学及び地震工学的見地に基

づき総合的な観点から判断しており、本件の審査に過誤・欠落はないものです。

以上のことから、原子力規制委員会の審査の判断過程に看過し難い過誤・欠落があるとする判決については到底受け入れ難いため、上級審の判断を仰ぐ必要があるとの結論に至ったものであります。

以上です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ある方。

では、オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。

一応、念のための確認なのですが、控訴先は大阪高裁ということと、あと、時間は何時ぐらいになるか教えてください。

○布村長官官房参事官（法務担当） 大阪地裁に控訴状は提出しました。控訴になりますと、今後、大阪高裁で控訴審が始まるということになります。時間については、本日の11時頃であります。

○記者 あと、すみません。先ほど、控訴事由述べられていましたけども、これは主語は国ということでしょうか。原子力規制委員会というわけではないですよね。

○布村長官官房参事官（法務担当） 被告は国になっておりますので、国としてということになります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、クワバラさん。

○記者 朝日新聞のクワバラです。

すみません、控訴理由についてももう少しだけ。総合的判断というのをもう少し具体的にお願いできますか。

○布村長官官房参事官（法務担当） それについては基準地震動の審査の内容に関わるということというふうに思われますが、この審査についてはこれまで原子力規制委員会やブリーフィングで御説明しているとおりでございます。本日は、控訴をしたことのお知らせでありまして、これ以上の詳細については、今後提出します控訴理由書の中で明らかにしていく予定でありますので、現時点ではお答えすることは差し控えたいと思います。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

-了-